

静止地球環境観測衛星の運用等事業 競争的対話における質問への回答

平成22年4月19日

| ① 番号 | ② 資料名 | ③ 頁数 | ④ 行数 | ⑤ 項目 | ⑥ 質問 | ⑦ 回答 |
|---------|-----------------------|---------|---------|------------------|--|---|
| 1 | 入札説明書 | 2 | 14 | 3._(6)事業方式 | 「民有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点後も対象施設及び対象設備は国に譲渡は行わない」とありますが、地上設備の整備・更新において、事業期間を超えて資産価値が残る場合、当該設備は事業期間終了時にどのように処置すればよいか。 | 事業者が民有地において事業期間終了時に資産価値が残るような地上設備の整備を行った場合、発注者は当該残存価値分についてサービス対価をお支払いできません。このことを踏まえ、事業者は、業務要求水準を満たした地上設備の整備・更新を適切に実施願います。 |
| 2 | (資料-1)事業契約書(案) | 16 | 19 | 第37条_第1項 | 「発注者」の責めに帰すべき事由について、他の条項においても第37条と同様に「本事業衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。」との一文を加えるよう修正が出来ないか。(例:第31条3項、第36条3項) | ご意見を踏まえ、第36条第3項については、第37条との整合性を図るよう修正します。 なお、他の条項については、「本事業衛星」の打ち上げを実施する者」及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由が「発注者の責めに帰すべき事由」であることは、昨年9月4日公表の実施方針中のリスク分担表で明記しているとおりですので、原案のとおりとします。 |
| 3 | (資料-1)事業契約書(案) | 18 | 1 | 第3章_第1節_第41条_第4項 | 民間事業者が保有する既存の土地・建物を活用にあたり、係る地上設備の使用権原の確保において、第三者対抗要件の具備が事実上困難な地上設備については、本事業の業務継続を前提に、実質的に使用権原を確保することを提案してもよいか。 | 事業用地及び地上設備(建物及び設備)の使用権原の確保については、以下のとおりとし、明確化のため係る条文を修正します。 (1)使用権原の確保に係る水準 ○法的な第三者対抗要件の具備が前提 ○法的な第三者対抗要件の具備が不可能又は事実上困難な地上設備については、コンソーシアム内の代表企業及び構成員が共同して以下の項目を事業者(SPC)及び発注者(国)に対して保証することにより実質的に使用権原が確保されたものと判断する。 ・使用権原が確保できないおそれが生じた場合(不可抗力による場合を除く。)、代替場所を確保する等の方法により、本事業の事業期間中にSPCが業務を継続できるようにすること ・業務継続のための増加費用(例えば、現有地での継続が不可能な場合の代替場所の確保及び移転等の費用)は、代表企業及び構成員が負担し、SPCの負担としないこと (2)使用権原の確保に係る評価 ○使用権原の確保については、事業者選定基準中、以下の加算点項目において業務継続の観点で評価する。 ・事業主体一本事業の業務内容に対応する特に効果的な体制となっているか …「SPCと各事業実施者との契約内容(例えば、必要な場合の相互補完や事業実施者の変更が適切に行われる等)についても言及すること。」(様式D-1-1 事業体制①) |
| 4 | (資料-1)事業契約書(案) | 31 | 1 | 第74条_第1項_第13号 | 重大な契約違反でなくとも即時に契約解除が可能のように解釈されることがあるので、重大な契約違反でない場合は、「(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領」の改善要求措置等の手続きに従った扱いになるよう、表現を見直せないか。 | 本号のうち「本契約に違反し、又は」を削除します。 |
| 5 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 2 | 20 | 第1.5_(2)-(5) | 第1.5_(2)~(5)の各種提出様式の枚数制限の増減は許容されるか。例えば、A-3-1の「地上システム全体構成図」等は枚数制限とは別に添付することでもよいか。 | 様式集「第1.5_(2)~(5)」の各種提出様式の枚数制限について、提案書の内、記載上の留意事項に係る結論などの提案内容の根幹部分を制限内に収まるよう提出いただいた上で、内容の具体やバックデータ等については制限外として添付していただいても結構です。 なお、提案書の評価は枚数制限内の資料にて行います。 |
| 6 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 43 | - | 様式番号D-2-1添付① | 脚注3に「消費税等を除いた額で記入すること」とあるが、様式内の資金収支計画については、「仮受消費税」「還付消費税」「仮払消費税」「納付消費税」等の行を適宜追加してもよいか。 (一般的な他のPFI案件では、消費税に係る資金繰りについて記載のあるケースも多いかと思われる。) | ご提案内容に応じ適宜追加していただいで結構です。 |
| 7 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 45 | - | 様式番号D-2-1添付③ | 本様式においては、地上設備を賃貸借により調達した場合に、様式番号D-2-1添付③において、当該部分についての明細を記載する欄が設けられておりませんが、賃貸借による場合は事業者提案により適宜様式を追加させていただくの理解でよいか。 | ご指摘のとおり、地上設備の整備費用については、割賦原価の対象となるものと、賃貸借のような割賦原価の対象とならないものとを区別する必要があります。この点を明確化するため当該様式を修正します。 |
| 8 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 45 | - | 様式番号D-2-1添付③ | 「割賦原価の対象とならない施設・設備費」とあるが、「割賦原価の対象とならないものであれば、気象庁蔵からサービス対価として受領することは出来ないと考えられますので、原則、全ての施設・設備費が割賦原価の対象となるものと考えておりますが、その理解でよいか。 | 「割賦原価の対象とならない施設・設備費」とは、地上設備を賃借により確保する場合の費用など割賦支払の対象とならない施設・設備整備に係る費用のことです。当該経費は、「割賦原価の対象となる施設・設備費」と同様、国から事業者へ支払うサービス対価に含まれます。 |
| 9 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 45 | - | 様式番号D-2-1添付③ | 「2. 8号衛星運用開始時に係るその他費用の内訳」に「割賦原価の対象とならない施設・設備費」として「周波数の確保、無線局の申請費」があるが、一方資料4の1頁「1. サービス対価の構成」には、「①ア 8号衛星運用開始時に係る施設設備費」の中に「周波数の確保、無線局の申請に要する費用」がある。この様式の作成にあたっては、事業者提案により適宜修正させて頂くということよいか。 | 「周波数の確保、無線局の申請に要する費用」は、施設・設備整備費であり、割賦原価の対象となるものです。この点を明確化するため当該様式を修正します。 |
| 10 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 45 | - | 様式番号D-2-1添付③ | 「2. 8号運用開始時に係るその他費用の内訳」4. 9号運用開始時に係るその他費用の内訳」にそれぞれ「事業者の税引前利益」とあるが、運用開始前は事業者には利益は発生しない。この「事業者の税引前利益」は何を指しているのか。資料4の3頁に表1の⑨として「その他の費用」があり、その内訳として「SPCの税引前利益」とあるが、このことか。 | 「事業者の税引前利益」は、「その他の費用」の一部として、運用開始後に支払いを開始することとしており、ご意見の通り、運用開始前には発生しません。この点を明確化するため当該様式を修正します。 |
| 11 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 46 | - | 様式番号D-2-1添付④ | 「正衛星・副衛星とも運用時 H28.10.1~H41.9.30」とあるが、ここは「H29.1.1~H41.9.30」との理解でよいか。 | ご指摘の箇所はサービス対価の支払い対象期間で記載しているものです。副衛星の運用開始予定日である平成29年1月1日は、サービス対価の支払い対象期間としては、平成28年10月1日~平成29年3月31日(平成28年度後期分)に該当し、当該期間を示すために「平成28年10月1日~」としているものです。 |
| 12 | (資料-3)様式集及び記載要領 | 46 | - | 様式番号D-2-1添付④ | 「1. 維持管理費」「2. 運用費」にそれぞれ「合計金額」を記載する列があるが、この「合計金額」というのは期間を通した金額(=H27.4.1からH42.3.31までの金額)のことであり、その左の3列(「正衛星のみ運用時」、「正衛星・副衛星とも運用時」、「副衛星のみ運用時」)の単純合計ではない、との理解でよいか。 | 「正衛星のみ運用時」、「正衛星・副衛星とも運用時」及び「副衛星のみ運用時」の欄には、それぞれの期間の期別経費を記入いただき、各期別経費に期数を乗じたものの総和を合計欄に記入下さい。なお、この点を明確化するため当該様式を修正します。 |
| 13 | (資料-4)サービス対価の算定及び支払方法 | 1 | 25 | 1_表1_①_エ | 資料4の1頁16行目にある「消費税および地方消費税」についての説明として、4頁1行目に「上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする」とあるが、この場合、事業者側からすると、本来仮受消費税として受領すべき金額が少なくなるものと思われる。「アとイの合計額から課税対象外のものを控除しない額」に対して係る消費税及び地方消費税を、「エ 8号衛星運用開始時に係る消費税等」としたいと考えているがよいか。 | 4頁において「課税対象外のものを除いた費用に係る」と規定した趣旨は、事業者が消費税の一部について納付を免れる場合には、当該部分について国から対価を支払うことはできないためです。課税対象となるか否かについては事業者にて慎重にご確認願います。 |

静止地球環境観測衛星の運用等事業 競争的対話における質問への回答

平成22年4月19日

| ① 番号 | ② 資料名 | ③ 頁数 | ④ 行数 | ⑤ 項目 | ⑥ 質問 | ⑦ 回答 |
|---------|------------------------|---------|---------|----------------------|---|---|
| 14 | (資料-4) サービス対価の算定及び支払方法 | 3 | 1 | 1_表1_⑨ | 「⑨その他の費用」とあるが、ここに係る消費税等もサービス対価に含まれるとの理解でよいか。 (尚、資料-3の「様式集及び記載要領様式」の事業収支・資金計画計算書(様式番号D-2-1添付②)には「その他の費用に係る消費税等」とある。) | ご意見のとおりです。この点を明確化するため当該資料の関係箇所を修正します。 |
| 15 | (資料-4) サービス対価の算定及び支払方法 | 3 | 10 | 2_(1)_①_ア | 「なお、対象施設及び対象設備の利用権原を賃借により確保する場合においては、賃借に係る費用等を含む。」とあるが、SPCが民有地を利用する際に必要となる土地の賃借料についても、かかる施設・整備費に含まれるとの理解でよいか。この場合、建中期間に発生するものを、「割賦原価の対象となる施設・設備費」とし、維持管理・運用期間に発生するものを、「割賦原価の対象とならない施設・設備費」とする、との理解でよいか。 | ご意見のとおりです。 |
| 16 | (資料-4) サービス対価の算定及び支払方法 | 6 | 24 | 3_(1)_② | 「～事業期間終了まで元利均等払いにより～」とあるが、9号衛星の運用開始日がH29.1.1であることから、9号衛星運用開始時に係る施設・整備費についての初回の金利は3ヶ月分となるため、当該初回分については、かかる3ヶ月分の金利分、すなわち他の回より小額とするとの理解でよいか。 | ご指摘の箇所は、「9号衛星の運用開始時に係る施設・設備整備費」について、当該費用として事業者が必要とする割賦原価及び割賦手数料を、国は事業者に対して年2回、全27回の元利均等払いとすることを示しており、割賦原価と割賦手数料の合計は、各回(全期)同額で支払います。「8号衛星の運用開始時に係る施設・設備整備費」も同様です。 |
| 17 | 地上施設要求要件書(案) | 2-2 | - | 図2.1-1 | 放射計データに係る設備を当該要件書(案)のように冗長構成(主・従)とした場合、それぞれの設備に搭載する放射計データ処理ソフトウェア(国からの貸与)から出力される放射計データファイルは、取捨選択せずに全て国へ伝送することによいか。また、副衛星が臨時観測を実施した際は、どのように伝送すればよいか。回線数と併せて基準を示されたい。 | 国が貸与する放射計データ処理ソフトウェアは、各局の画像処理系装置の主従切り替えを行い、常にデータを出力する方を主系として選択する機能を有します。 当該出力データの国への伝送については、主局から清瀬に対して伝送し、副局からは清瀬と大阪に対して伝送して下さい。 なお、正副衛星を同時に運用する際には、主局において正衛星と副衛星の両データを清瀬に伝送して下さい。 このため、必要な論理回線の総数は、正衛星のみの運用の際には3回線、最終的には4回線となります。 |
| 18 | 地上施設要求要件書(案) | 7-2 | 4 | 7.7.1.7.1.2_システム構成 他 | 当該要件書(案)に例示されているシステム構成中の各機器の諸元について、特に、国から対処される放射計データ処理ソフトウェアを搭載する装置にかかる条件等があれば示されたい。 | 事業者には「放射計データ処理ソフトウェアが動作可能であること。」を求めています。 気象庁では、放射計データ処理ソフトウェアのコアとなる処理プログラムを「Red Hat Linux」の商用バージョンと当該OS環境で動作する所要のライブラリを用いて開発するため、当該ソフトウェアを搭載する事業者整備のハードウェアには同環境の動作を求めます。 |
| 19 | DCP復調装置及びDCP標準装置仕様(案) | 3 | 35 | 2.6.2_機能 | スペクトラムを測定する3種類の方法が指定されているが、いずれかの方法でスペクトラムを取得すればよいか。 | 業務要求水準書第2部第1項3_(4)_イ_(コ)の回線品質等の調査に必要な機能及び、業務要求水準書第2部第3項3_(3)_イ_(コ)の混信状況を確認するための機能が両立することを求めます。 |